

アメリカにおける再婚の問題

野々山久也

1. はじめに

アメリカでは、今から10年余りまえの1970年には夫婦4組ごとにほぼ1組の割合で離婚が見いだされた。しかし、今日では夫婦2組ごとに1組の割合で離婚が見いだされるようになってきている。つまり、アメリカではこの間に年々、離婚率が急速に上昇してきたのである。

その原因としては、たしかにアメリカのいくつかの州においてこの間に実施されることになった離婚成立のための法的根拠の自由化とか、あるいは離婚手続きの簡素化などといった離婚法の改正が少なからずの影響を及ぼしてきているだろうことは、まず第一に予想できることである。しかし、それだけの反映なのだろうか。このことについては、すでにアメリカにおいて多くの論者たちによってさまざまな議論が展開されてきている。

例えば、配偶者たちが結婚にたいして期待するものが何であるかについての「期待上の変化」によるものであるとする議論もその1つである。これは個人の成長にたいする個人の権利とか、女性解放の思想とか、あるいはそうしたことに関しての信念上の強さにおける度合いの上昇とかの反映であるという見方を意味しているだろう。また別の見方からは、結婚そのものの「機能上の変化」によるものであるとする議論も成り立ちうるといってよい。それは結婚がすでに G.P. マードックの強調するような従来の「経済的協同」の機能を果たさなくなってしまうという見方、あるいは果たす必要がなくなってしまうという見方である。

この見方では、今日のアメリカにおける離婚率の急上昇という現象にたいして、それを夫婦の経済的協同を第一義的な機能としてこれまで位置づけてきた「結婚の意味」における概念上の変化が生じてきている証拠の1つとして理解しようとするものである。離婚は、個々人の経済的自立の可能性とつよく相関しており、その可能性が小さければ小さいほど比率においてその出現率も小さいといつてよい。今日のアメリカにおいては、女性の教育歴も高く、また女性解放の運動も盛んであり、女性の地位向上も急速にすすみ、すでに個人（とくに女性）の経済的自立の可能性は極めて高いものとなってきているのである。

女性解放の思想や運動がアメリカにおける離婚率を直接的に高めているというよりも、むしろこの間に女性の経済的自立の可能性が高まり、結果として結婚の意味における概念上の変化が生じ、最終的にアメリカにおける「結婚制度の質的転換」としての離婚率の急速な上昇ということになってきているのである。このような段階での離婚は、従来のように悲劇的に捉えられたり、あるいはまた病的に捉えられたりすることは誤りであるということになる。結婚の意味が男性にとっても女性にとっても純粋に個人の「人間的成長」のためとか、あるいは「余暇の探求」のためなどということになれば、かつてのように離婚した女性を悲劇のヒロインに仕立てあげたり、あるいは極悪人に仕立てあげたりする必要は毛頭ないのである。有責離婚法の無効性が強調されたり、あるいは養育費 (child support) はともかくとして離婚扶養料 (ali-

mony) に関しての撤廃運動がまき起こったりしている理由も、このあたりにその核心があるものといっただろう。

離婚率が急速に上昇してきているアメリカにおいて、もう一方において「再婚率の上昇」が生じてきているということは、以上の理由からしてまったく矛盾していないのである。つまり、離婚率の上昇という証拠からしてアメリカにおいて結婚制度の崩壊が生じてきているというジャーナリスティックな見方は、結婚制度の質的变化が生じてきているというソシオロジカルな見方に転換されなければならないのである。再婚率の上昇は、まさにアメリカにおける結婚制度の意義の再確認であるといっただいのである。

そこで以下、この小稿においてはアメリカにおける再婚にかかわるいくつかの問題をいくらかなりとも論じてみることにしてみたい。

2. 再婚率の上昇

常識的には、離婚が結婚を終わりにさせるものと考えがちである。つまり、結婚における不幸せな経験ののちには、ほとんど誰しものが結婚をあえて繰り返したり、あるいは考えたりなどしないものだと考えがちである。しかしながら、実際にはその逆である。J. バーナードによれば、離婚後3年以内に2分の1以上が、そして15年以内に7分の6以上が再婚するということである。¹⁾ また P.C. グリックによれば、再婚する人びとの3分の2が2年以内に結婚し、4分の3が3年以内に結婚すると述べている。²⁾ ごく最近のグリックらの論文では、離婚した人びとの5人のうち4人までが再婚していると報告されている。³⁾

離婚者たちが再婚する可能性は、未亡人（つまり配偶者との死別者）たちのそれよりもずっ

と大きい。バーナードによれば、40歳という年齢において離婚した女性の場合には100件の結婚のうち65の結婚（再婚）の可能性をもっており、死別した女性の場合には29の可能性であるという。また、その年齢における未婚の女性の場合には、ほんの16の可能性でしかないという。⁴⁾ これらのことからして、ほとんどの離婚者たちが再婚し、そしてそれも短期間のあいだに再婚するということは、明らかなようである。

〔図1〕にみられるように、アメリカにおける再婚率の動向は、1970年代の中ごろ以降になっていくぶん下降きみではあるものの、1960年代をとおしてははっきりと上昇してきていることが分かる。⁵⁾ しかし、これは離婚率が反面において上昇してきているという裏打ちのあつてのことである。〔図2〕にみられるように、1960年から1975年にいたる男性の結婚にみられる再婚者の比率は、死別による再婚がいくらか衰退きみではあるものの、ほぼ一定しているのにたいして、離婚による再婚の比率は、上昇しつづけてきているのである。グリックらによれば、こうしたパターンは女性についても観察されるということである。結局のところ、今日のアメリカにおいては結婚4組ごとにほぼ1組以上の割合で再婚が見いだされるということ、そして、そのほとんどが離婚経験者による再婚であるということになるのである。

ところで、ここでアメリカにおけるこれまでの再婚の動向をいくらか振りかえってみておきたい。アメリカにおいてはその建国の初期以来、再婚は一般的であった。しかしながら、20世紀にいたるまで、再婚のほとんどすべては未亡人時代のあとに次ぐものであった。J. デモスによれば、植民地時代のプリマス・コロニー (Plymouth Colony) では、例えば、配偶者の死後、十分な人生をきたすすべての男性の約3分の1が、そしてすべての女性の約4分の1が再婚したということである。⁶⁾ そこには、ほとんど

1) Jessie Bernard, *Remarriage: A Study of Marriage*, The Dryden Press, 1956, p. 57.

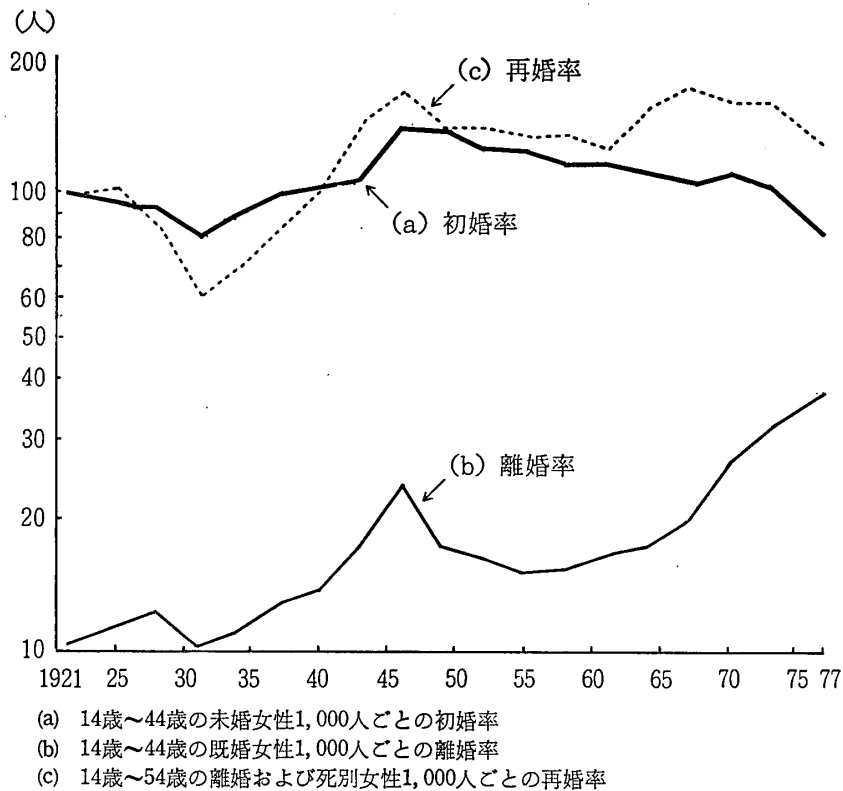
2) P.C. Glick, *American Families*, John Wiley & Sons, 1957, p. 139.

3) P.C. Glick and A.J. Norton, "Marrying, Divorcing, and Living Together in the U.S. Today", *Population Bulletin*, Vol. 32, (October 1977) pp. 2-39.

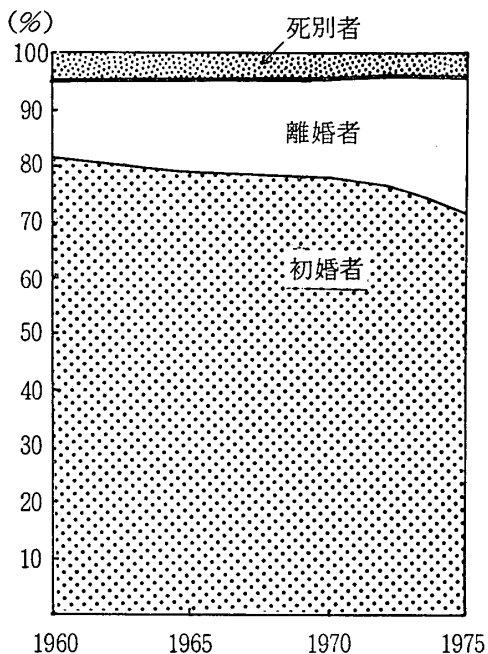
4) J. Bernard, *Op. Cit.*, 1956, p. 57.

5) P.C. Glick and A.J. Norton, *Op. Cit.*, 1977, pp. 2-39.

6) John Demos, *A Little Commonwealth: Fami-*



〔図1〕 アメリカ女性の初婚率・離婚率・再婚率



〔図2〕 アメリカ男性の婚前状態別の婚姻率

離婚は存在しなかったのである。

P. H. ジャコブソンによれば、1920年といふかなり後の時代になっても、それは大して変わってはならず多くの花嫁と花婿が未亡人時代ののちに再婚していたということである。” ここでも離婚後の再婚は、やはり極めて少なかったのである。しかしながら、それいらい、〔図1〕のように離婚の継続的な上昇によって、未亡人時代に次ぐ再婚というパターンは、離婚後の再婚というパターンに完全に入れかわってしまったのである。つまり1975年においては、再婚したすべての花嫁の84%までもがそれまでに離婚経験を有する人びとであり、未亡人時代に次ぐ再婚者は、ほんの16%にしかすぎなかったので

していないということである。アメリカでは19世紀末まで平均寿命が50歳以下であったので、平均寿命に近い年齢で配偶者を失った未亡人たちは、とうぜんのこととして多くがその後、再婚をしないままに老後にいたったのである。しかし、それにしても寡夫たちの約3分の1、そして寡婦たちの約4分の1が再婚したという事実は、いかに再婚が当時でも一般的であったかを物語っているだろう。

7) P. H. Jacobson, *American Marriage and Divorce*, Rinehart and Co., 1959.

by *Life in Plymouth Colony*, Oxford University Press, 1970.

ここで注意を要することは、たしかに再婚は、このように一般的なことではあったが、しかし当時の未亡人となった男性(寡夫)たちの約3分の2と、未亡人となった女性(寡婦)たちの約4分の3が再婚

ある。花婿の場合には、さらに2%ほど多い86%までもがそれまでに離婚経験を有する人びとであったのである。⁸⁾

かくして、離婚後の再婚そのものが再婚の支配的なかたちということになってしまったのである。それもほんの最近になって、そのようになってしまったということである。そして20世紀の20年代の初期におけるこうした逆転いらい、離婚後の再婚は、すべての離婚の割合に比例して増大してきているのである。1900年には、すべての花嫁（つまり、初婚も再婚もふくむすべての花嫁）のほんの3%が離婚しただけであったものが、1930年には、すべての花嫁の9%が離婚するという結果になっており、そして1975年には、すべての花嫁の25%までもが離婚するという結果になってきているのである。⁹⁾ こうした結果に比例して、1970年にはアメリカにおける700万世帯において一方あるいは双方の配偶者が離婚後の再婚というかたちになってきているのである。¹⁰⁾ このことは今日においても、それほど大きく変わることはない数値として存在しているのである。

3. 再婚の出現特性

離婚率の上昇と再婚率の上昇にかかわるデータを観察して、再婚者たちについての人口統計学的特徴をさぐってみると、まず第一に気づくことは、離婚が社会階層の下層の人びとのあいだに不均衡に生じているということである。その理由としては、まず第一に上層のほうが下層に比較して、夫婦のあいだにより大きな経済的差異が存在しているからであるということが指摘できるだろう。つまり、そのぶんだけ経済的依存の度合いが高いということになるのである。

こうした理由づけは、さて置くとして、上述の人口統計学的特徴は、再婚が上層の社会階層

よりもより下層の人びとのあいだに多発する可能性が大きいということ予想させることになるだろう。しかしながら、28,000世帯のサンプルで実施されたアメリカにおける全国調査では、貧しい人びとの方がより豊かな人びとよりも、より晩年になって離婚する傾向があるということ、そして、この人たちの方が離婚後に再婚する可能性がより少ないということが明らかにされたのである。¹¹⁾ 要するに、この調査では、再婚の出現する可能性が直接的には経済的な収入のレベルに関連しているということが明らかにされたのである。

こうした議論にたいしてF.I. ナイとF.M. ベラードは、グリックのデータを引用しつつ、¹²⁾ 高い収入の男性たちは再婚が早い、それに比べて低い収入の人びとは再婚が遅いとして次のような結論を導いている。¹³⁾ すなわち「このことは再婚が低い収入の男性たち（扶養すべき子供をもつ大多数の人びと）にとっては、あまりにも高嶺の花であるということ、そしてそのような男性たちは、稼ぎ手としてのかれらの限られた能力のために女性たちにとって魅力的ではないということを示唆しているのである」と。

以上のそれぞれの知見からして、結局のところ次のような命題が成り立つだろう。すなわち、豊かでない人びとの方が離婚する可能性がより大きいといえるが、しかしそうした下層の人びとは、より豊かな上層の人びとのように再婚する可能性は、それほど大きくはない。しかしながら、ナイらの結論からもいくらかは理解されるように、こうした階層的な差異には「性別」

11) P. C. Glick and A. J. Norton, "Frequency, Duration, and Probability of Marriage and Divorce", *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 33, (May 1971), pp. 303-317.

12) ここでのグリックのデータとは、つまり1949年における1,000人の離婚者および死別者のうち上層のカテゴリーの491人の人びとが1952年までに再婚したのにたいして、下層のカテゴリーの人びとは1,000人のうちのほんの59人のみしか再婚しなかったというデータである (P. C. Glick, *Op. Cit.*, 1957, p. 135).

13) F. I. Nye and F. M. Berardo, *The Family: Its Structure and Interaction*, Macmillan, 1973, pp. 522-523.

8) U. S. National Center for Health Statistics, *Vital Statistics Report: Final Marriage Statistics, 1975*, Government Printing Office, 1977.

9) *Ibid.*

10) U. S. Bureau of the Census, *U. S. Census of the Population, 1970: Final Report*, PC (2)-4B, G. P. O., 1973.

によって相違が見いだされるのである。1960年と1970年のアメリカの国勢調査のデータから A. J. ノートンらは、社会階層と再婚との関係について論じ、上述の命題が男性に関しては肯定できても、女性に関しては適用されないことを明らかにしているのである。¹⁴⁾

けっきょく最終的には、相当に高い個人的収入のある離婚した女性たちは、再婚を遅らせたり、あるいは再婚しないままであったりする傾向があり、収入の低い女性たちは、短期のうちに再婚する傾向があるという結論になりそうである。このことはアメリカにおける結婚あるいは再婚が経済的依存ないしは経済的協同の機能を脱化してしまって完全な意味での質的転換を達成しえているものとは言いきれず、依然として多くの結婚あるいは再婚がそうした機能を担わされている証左ということになるのかもしれない。

ところでナイとベラードは、離婚した人びとの早い期間での再婚をみて、いくらかの社会学者たちが、これらの再婚を成立させることになった求愛行動 (courtship) の多くが最初の結婚の解体に先行しているに相違ないということ、したがって再婚のための求愛行動が最初の結婚の解体、つまり離婚にとっての促進的要因になっているに相違ないと仮定していることにたいして、それは誤りであるとして批判している。¹⁵⁾ そこで以下、ナイらの議論を中心にして再婚の出現特性について婚外情事ないしは三角関係との関連においていくらか述べておくことにしてみたい。

たしかに離婚のケース・ヒストリーを調べてみると、婚外情事が原因で離婚というケースもいくつか存在している。しかしながらナイらが指摘しているように、三角関係などによってもたらされる離婚の割合は、早期再婚の数字が示唆しているよりも、ずっと小さいのである。ナ

イらの指摘は、結局のところ次のようになるだろう。すなわち、離婚後1年で再婚する人びとでも、おそらく再婚前に初めの配偶者たちからほぼ4年間のあいだ別居生活が強いられてきているだろうということ、したがって、かれらの再婚は決して大あわての向うみずな行動ではないということである (p. 521)。要するに、ナイらは、再婚の出現が決して特殊なものではないということを強調しているのである。

W. J. グードは、ミシガンのデータから次のようなことを見いだしている。¹⁶⁾ すなわち、そこでは配偶者たちが離婚を決定してから離婚を裁判所に訴えるまでの平均期間が3.2か月で、訴訟から判決までの平均期間が8.3か月であったということである。このことは夫婦が離婚の意思決定をしてから離婚判決が下されるまでにほぼ1年間の歳月が経過するということの意味しているのである。

T. P. モナハンの研究による別の州でのデータによれば、¹⁷⁾ 別居開始から離婚にいたるまでのあいだの平均期間は、もっと長かった。例えば、フィラデルフィアとワシントン D. C. においては、それが約5年という平均期間であったのである。全国調査のパイロット・リサーチでのデータでは、その期間が平均3.2年であったという。この調査では離婚判決から再婚にいたるまでの中間値期間が2.7年であったということからして、別居から再婚にいたるまでの期間は、さらにもっと長い期間であったということになるのである。

結局のところ、最終的な別居から再婚にいたるまでのあいだの中間値期間は、3.2年プラス2.7年で、約6年ということになるのである。そこで、最終的な別居は、離婚の平均3年前 (中間値は3.2年) であることからして、40歳で離婚した女性は、かの女が37歳のとき、再びデートを開始する自由をもったものと考えてよい

14) A. J. Norton and P. C. Glick, "Marital Instability: Past, Present, and Future", *Journal of Social Issues*, Vol. 32, (Winter 1976), pp. 5-20.

15) F. I. Nye and F. M. Berardo, *Op. Cit.*, 1973, p. 521.

16) W. J. Goode, *After Divorce*, The Free Press, 1956. p. 137.

17) T. P. Monahan, "When Married Couples Part: Statistical Trends and Relationships in Divorce", *American Sociological Review*, Vol. 27, (October 1962), pp. 625-633.

のである。かくして、ナイらの指摘するように、離婚後1年で再婚する人びとでも再婚前にはほぼ4年間という長期の自由な求愛行動が展開されうることになるのである。

4. 再婚の効用

1970年代の初めから終りにかけて B.L. ブルームらや、D.A. チリボガラや、G.B. スパニアらや、あるいは L.B. ルーバンなどといった多くの研究者たちが1950年代の中ごろにおけるグードの初期の知見を確かめようとする研究を積み重ねてきている。¹⁸⁾ グードの初期の知見とは、「離婚は、結婚が壊れている人びとのかかなりの割合の人びとの福祉 (well-being) にとって脅威をもたらすものである」というものである。¹⁹⁾

これまでの研究の積み重ねにおいては、ほぼグードの知見が一貫して再確認されてきているとあってよい。例えば、スパニアらの研究によれば、その比率は、いくらか小さくなっているとはいうものの、かれらのサンプルの22%が離婚したのちに深刻な問題を体験してきており、78%が平静か、あるいは問題なしであった。しかしながら、ブルームらやルーバンは、離婚がポジティブな人間的成長にとってよい機会であることはもちろんのこと、ストレスのきつい結婚からの救いを提供することができる」と指摘しているのである。

またナイらは次のように述べている。²⁰⁾ すな

18) 例えば、次のそれぞれを参照。

B.L. Bloom et al., "Marital Disruption as a Stresser: A Review and Analysis", *Psychological Bulletin*, Vol. 85 (July 1978), pp. 867-894.

D.A. Chiriboga et al., "Psychological Well-Being During Marital Separation", *Journal of Divorce*, Vol. 2, 1978, pp. 21-36.

G.B. Spanier and R.F. Casto, "Adjustment to Separation and Divorce: A Qualitative Analysis", in G. Levinger and O.C. Moles (eds.), *Divorce and Separation: Context, Causes, and Consequences*, Basic Books, 1979.

L.B. Rubin, *Women of a Certain Age*, Harper and Row, 1979.

19) W.J. Goode, *Women in Divorce*, The Free Press, 1956.

20) F.I. Nye and F.M. Berardo, *Op. Cit.*, 1973,

わち、離婚は、扶養者の役割や子供の社会化の役割においていくらかの混乱や不効率性を招来させたり、あるいは家族成員のいくらかに情緒的な不安定や緊張などといった問題をつくりだすことになるかもしれないが、しかし、ネガティブな感情をもって葛藤状況のままを持続させている家族よりも、より逆機能性は少ない、と。ナイらによれば、離婚の問題は、そうした人びとが効果的な家族役割を演じられるようにするために支えとなり、助けとなる社会全体的な条件づくりのためのプログラムの欠如であるということである。

結局のところ、ここでの一応の集約は、離婚は、それぞれの配偶者にとって相当の苦悩であるという面と、他方において気晴らしの面との両方が同時に存在しているだろうということ、そして、それらは個々人によって大きな差異があるだろうし、また離婚後の期間によってその強さに多様性がみられるだろうということである。

とにかくグードの初期の知見は、まず離婚状態にある人びとの相当数が精神的にかなりの外傷状況 (traumatic condition) にあるという事実を明らかにしたということである。グードの知見によれば、かれの調査した時点において離婚したままの状態にある女性たちの37%が低い精神的な外傷 (trauma) のカテゴリーとして記述されるということ、そして21%が中位の精神的な外傷であって、42%が高い精神的な外傷のカテゴリーとして記述されるということであった。ここでの精神的な外傷の指標は、不健康、睡眠困難、あるいは仕事における低効率などといったもので、精神的ならびに行動的な変化にたいして敏感であると仮定される行動上の逸脱を評価したものであった。

ところで、離婚後の外傷状況にある人びとにとって、再婚がかれらの福祉を高めるのにもっとも重要な影響力をもつ社会的環境の変更の1つであるだろうと仮定している研究者たちは、アメリカの社会学者たちのなかで決して数少な

くない。とくにグード以前の研究者たちのほとんどは、「離婚し、そして再婚した人びとは、初婚の人びとのかれらの結婚に満足している。あるいは、ほぼ満足しているようである」と結論づけているのである。²¹⁾ またグード自身も、離婚後、再婚した女性たちは、かれらの以前の結婚よりもより満足なものと考える傾向があったことを指摘しているのである。²²⁾

グードのこうした指摘と同様なパースペクティブのもとに再婚そのものを論じた文献に、すでにこれまでも引用してきた J. バーナードの『再婚の研究』(1956) がある。²³⁾ バーナードは、再婚者たちは、いま離婚状態にある人びとよりも、より良く適応しているだろうということ、そして、再婚に失敗した人びとは、身体的障害をもったり、病気になったり、情緒的に不安定になったり、孤立状態になったり、逃避状態 (withdrawal) になったり、あるいは異性との関係において複雑な問題状況に陥ったりするようであると論じているのである。

K.S. レネは、こうしたバーナードの研究を確かめるためにカリフォルニアにおいて4,452世帯におよぶサンプルを対象にして調査研究を実施している。²⁴⁾ レネの研究結果も、けっきょくはバーナードの結論と同じものであって、いま離婚状態にある人びとよりも再婚している人びとの方が通常の一般的な初婚の人びととほぼ

同じ程度に結婚に満足しているというものであった。そしてレネは、バーナードの解釈していることは、十分に理にかなった解釈であると述べている。というのはレネによれば、再婚は、ほとんどの人びとが選択しているという事実からして価値観としても好ましい選択肢であるからであるという。

再婚の効用が確かなものであることは、ここまで見てくると明らかなようである。それもとくに「幼い子供たちの存在」する場合に然りである。たしかに常識的には、親が離婚し、そして再婚するということを経験した子供たちは、かれらの一生に影響を与えることになるような心理学的な感情のねじれを来すことになるものと考えられていることは、事実である。しかしながら、すでに見てきたように、離婚しないまままでいて緊張の度合いの高い、そして葛藤している家族は、子供たちにとっても、また関わり合っているすべての人びとにとっても、さらにもっと有害な状況であるといっても過言ではないことも事実なのである。

そしてまたグードによれば、かれの調査では、ことに「幼い子供」をもっていて離婚状態にある女性たちが重大なストレスを示唆したことを見いだしているのである。²⁵⁾ それは、ほぼ次のような結果が観察されたということであった。すなわち、睡眠困難62%、不健康67%、孤独67%、仕事における低効率43%、金銭問題32%、喫煙量の増大30%、飲酒量の増大16%などである。そして、これらのストレスの最大の兆候は、じっさいの別居の時点において生じたということであった。

けっきょく以上のことから考えてみて、離婚し、そして再婚していく不調和な結婚状態にある人びとは、そのほとんどがかれらの家族状況 (生活状況) を改善しようとしてよりポジティブな手段を講じていきつつあるのであり、したがってまた、離婚ならびに再婚は、もとの「家族のため」というよりも、とうぜんのこととして「子供たちのため」により健全な環境を提

21) L. M. Terman, *Psychological Factors in Marital Happiness*, McGraw-Hill, 1938.

H. J. Locke and W. J. Klausner, "Marital Adjustment of Divorced Persons in Subsequent Marriage", *Sociology and Social Research*, Vol. 33, (November 1948), pp. 97-101.

P. H. Landis, "Sequential Marriage", *Journal of Home Economics*, Vol. 42, (October 1950), pp. 625-628.

H. J. Locke, *Predicting Adjustment in Marriage: A Comparison of a Divorced and a Happily Married Group*, Henry Holt, 1951.

22) W. J. Goode, *After Divorce*, The Free Press, 1956, p. 329.

23) J. Bernard, *Op. Cit.*, 1956.

24) K.S. Renne, "Health and Marital Experience in an Urban Population", *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 33, (May 1971), pp. 338-350.

25) W. J. Goode, *Op. Cit.*, 1956, p. 186.

供するための行動であるということになるのである。そうであればこそ、グードの次のような知見、すなわち「われわれは、ほとんどすべての母親たちが自分たちの子供たちに対しての離婚の影響について心配しているが、しかし、ほとんどすべての再婚した母親たちが結果としてかれらの子供たちの生活が離婚後、改善されたと感じていることを見いだした」ということになるのである。²⁶⁾

もっとも、スペインと F.F. フェーステンバーグによるペンシルバニアでの離婚後2年半と3年目にあたる180人の男女についてのごく最近の調査研究の結果では、離婚後の再婚が福祉を高めることと直接に関連しているとは言えないという否定的な結論が導きだされているのである。²⁷⁾ 要するに、スペインらの主張は、短期での分析はともかくとしても、長期的な分析での比較研究からすると、ケースによって個別性や多様性が大きいということ、つまり再婚ということそれだけで福祉向上とは言いきれないということであった。ここでは、まず福祉向上について、それをどのような変数あるいは指標で捉えるかということが問題になってくるだろう。

スペインらの主張するように、再婚の効用についての議論は、再婚そのものよりも、むしろ再婚の質あるいは再婚の内容が論じられなければならないだろう。そうすると、次のステップとして再婚者たちのあいだの再離婚率の高いことがとうぜんのこととして注目されることになるだろう。しかし、その問題については別稿を用意している（拙稿「再婚および再婚家族の組織化」『桃山学院大学社会学論集』第17巻第2号(上)および第18巻第1号(下)参照のこと)ので、ここでは論じないことにしたい。

5. 初婚と再婚の相違

さて、前節において再婚の効用が確かなもの

であることが一応、条件つきながら明らかになった。そこで、こんどは夫婦が葛藤状況であったり、あるいは別居生活をしていたりするような病理的状況を呈してはいない通常の一般的な初婚の夫婦ないしは結婚と、離婚し、そして再婚した夫婦ないしは結婚との相違について、いくらかの考察を加えてみることにしたい。

バーナードの研究との関係で紹介しておいたレネの研究は、最近の再婚に関する研究のなかではもっとも優れた研究の1つにあげられている。レネのデータは、先にも紹介したようにカリフォルニアのアラメダ地方の4,452世帯を対象にして1965年に実施された調査によって集められたデータであった。レネは、データから次のような知見を得ることができたのである。²⁸⁾ すなわち、45歳以下の黒人女性をのぞいて離婚後に再婚した人びとは、一度も離婚したことのない初婚のままの人びとよりも、かれらの結婚における満足はいくぶんかは低いものであったが、しかしその差異は、まったく小さなものであった。それも45歳以下の黒人女性をのぞく以外は年齢、性、および人種のカテゴリー内においてすべて一貫していたというのである。つまり、初婚者たちと再婚者たちとは、ほぼ同じ程度に満足していたということである。このことは前節でも紹介したように、他方において再婚者たちは離婚状態のままにある人びとよりも自分たちの生活（再婚）により満足な状態にあるということの意味していることにもなるのである。

初婚者たちと再婚者たちについてのこうした知見は、ほかにも見いだされる。例えば、H. ウェインガーテンの研究もその1つである。ウェインガーテンは、1976年にミシガン大学において実施された「現代生活に関する全国調査」のデータから次のような結論を導きだしているのである。²⁹⁾ すなわち「初婚者たちと再婚者た

28) K.S. Renne, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 33, (May 1971), pp. 338-350.

29) H. Weingarten, "Remarriage and Well-being: National Survey Evidence of Social and Psychological Effects", *Journal of Family Issues*, Vol. 1, 1980, pp. 533-559.

26) W.J. Goode, *Op. Cit.*, 1956, p. 329.

27) G.B. Spanier and F.F. Furstenberg, Jr., "Remarriage After Divorce: A Longitudinal Analysis of Well-being", *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 44, (August 1982), pp. 709-720.

ちが本質的にかれらの現時点での福祉において、そして結婚や親であることへの順応において相違があると示唆するようなことは、何も見いだすことができなかった」と。

さらに全国調査のデータをもちいた N. D. グレンと C. H. ウィーヴァの研究は、「結婚における幸福」について初婚と再婚とをまさしく真正面から比較したものである。³⁰⁾ 次にしばらくグレンらの研究を紹介してみることにしたい。グレンらは、最近の3つの全国調査、すなわち「国立世論調査センター」によって実施された1973年と1974年と1975年の「総合社会調査」のデータを用いて、離婚経験者(再婚者)たちと離婚未経験者(初婚者)たちがかれらの結婚における幸福についての面接調査にたいして回答したデータの比較研究を行なっているのである。

これらの調査では、18歳以上を対象とする全国的サンプルであって、3か年を合計して男性の初婚者は1,146人、男性の再婚者は196人、そして女性の初婚者は1,295人、女性の再婚者は178人の総合計2,815人であった。そして情報は、すべて対象者にたいするインタビューによって集められた。質問の内容は、「すべてのことを考え合わせて、あなたはご自分の結婚をどのようにお考えですか。あなたの結婚は、非常に幸せ、かなり幸せ、あまり幸せでないのどれですか」であった。〔表1〕は、その結果である。

グレンらの知見を要約してみると、ほぼ次のようになるだろう。すなわち、まず全体としては、それももっとも重要な側面としては、初期の知見(すなわち、本稿の脚注21を参照のこと)と一致して、離婚し、そして再婚した人びとと離婚したことの無い人びととがそれぞれ回答した「結婚に関する幸福」には、まったく本質的な差異など見いだされなかったということである。ただし1975年調査の女性についてのみ再婚者たちのあいだに「非常に幸せ」がいくらか少なく、いくらかの統計的有意差が見いださ

〔表1〕 婚姻経歴別にみた結婚の幸福
(18歳以上の白人) (%)

		非常に幸せ	かなり幸せ	あまり幸せでない	合計	
男	1973年	初婚	72.9	25.3	1.8	100%
		再婚	60.3	36.2	3.4	100%
	1974年	初婚	69.2	27.1	2.8	100%
		再婚	70.8	27.7	1.5	100%
	1975年	初婚	71.9	27.5	0.6	100%
		再婚	71.2	21.9	6.8	100%
全体	初婚	71.3	27.0	1.7	100%	
	再婚	67.9	28.1	4.1	100%	
女	1973年	初婚	70.7	27.1	2.2	100%
		再婚	61.4	35.1	3.5	100%
	1974年	初婚	70.6	26.4	3.0	100%
		再婚	69.0	24.1	6.9	100%
	1975年	初婚	68.5	28.3	3.1	100%
		再婚	52.4	41.3	6.3	100%
	全体	初婚	70.0	27.3	2.8	100%
		再婚	60.7	33.7	5.6	100%

れたことは事実である。

そして次には、結婚の幸福に関しては離婚未経験(初婚)の男性たちよりも離婚未経験(初婚)の女性たちの方がかれらの結婚により大きな幸せを感じていることが明らかになったことである。つまり、男性の方がより多く「あまり幸せでない」と回答しているのである。そしてまた離婚経験のある男性たちにとって、かれらが満足した再婚に入る可能性は、明らかに離婚経験のある女性たちよりも、より大きいことが観察されたのである。つまり、離婚し、そして再婚した人びとのあいだでは、全体としては男性たちの方がかれらの再婚により多く満足しているのである。

ところで K. N. ウォーカーは、「幸福」(happy)という主観的な測定尺度を用いた調査研究では、けっきょく初婚も再婚もほとんど差異が見いだされないのは当りまえであるという。³¹⁾ そうした調査では、往々にして「結婚の

30) N. D. Glenn and C. H. Weaver, "The Marital Happiness of Remarried Divorced Persons", *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 39, (May 1977), pp. 331-337.

31) ウォーカーがここで主観的な測定尺度を用いた調査研究として挙げている文献は、主として本稿の脚注21に例示したような文献であって、グレンとウィーヴァの文献そのものは含まれていない。K. N. Walker et al., "Remarriage After Divorce: A Review", *Social Casework*, Vol. 58, (May 1977),

慣習化」(marital conventionalization) ということの反映としての回答が得られるだけであるという。そこでは夫婦たちは、「現実」よりもむしろ「理想」を語ることになるというのである。そしてそのバイヤスは、初婚の夫婦よりも再婚者たちのあいだにより頻度が高いといってもよいだろうと指摘している。なぜなら、再婚者たちの場合には、結婚の失敗という少なくとも1つの経験をもっており、また再度くり返すことへの恐れを感じているといってもよいからであると述べている。

グレンらの強調している「再婚して、そのまま短期間のうちに再び離婚してしまうようなことのない再婚者たちは、全体としては元のままの状態にある初婚の人びとにおける成功とほとんど同じように成功的である」という結論は、とにかく、最近のアメリカにおける離婚率の上昇からして「アメリカにおける結婚あるいは結婚制度は、個人のニーズを満たすのに老朽化し、かつ無力となってしまう」という常識的な見解を支持するものでないことだけは、ここで一応、確認しておくことができるだろう。

6. 離婚後の再婚と死別後の再婚

離婚後の再婚率の増大と死別後の再婚率の減少ということもあって、最近の調査研究のなかには死別者(つまり未亡人)を取りあつた研究がほとんど見いだされない。したがって、ここで紹介できる文献は、いくぶん古いものが多くならざるを得ない。そのうちでもナイとベラードの文献(1973年)は、もっとも新しい方に属する。以下、この節では主としてナイらの文献によって離婚後の再婚と死別後の再婚についていくらか述べてみたい。³²⁾

まず〔表2〕を提示しておきたい。この表は1959年のP. H. ジャコブソンの文献から作成されたものであって、いささか古いものである。³³⁾ しかしながら、アメリカにおける再婚の

〔表2〕 再婚(結婚)の可能性(%)

年 齢	男			女		
	死別者	離婚者	未婚者	死別者	離婚者	未婚者
20	97	99	97	97	100	97
25	97	99	93	93	99	88
30	96	99	82	81	98	70
40	85	92	45	50	83	30
50	62	71	18	20	53	10
60	29	42	5	6	23	3
65	16	29	3	3	13	1

可能性を考えるのに1つの参考データとなりうることは確かである。この表からは、ほぼ次のようなことが観察されるだろう。

すなわち、すでに考察してきたように、まず第一に、離婚者たちの方が死別者たちよりもより多くの人びとが再婚する傾向があるということ、第二に、ひじょうに若い年齢をのぞくと、死別者たちの方が未婚者たちよりも、より大きな結婚(再婚)の可能性があるということ、第三は、過去の結婚の状態を考慮しないと、男性の方が明らかに女性よりも再婚の可能性が大きいということ、それも年齢が高くなるにつれてますますその度合いは高まるということ、そして最後に、同一結婚カテゴリーでの男女間の比較でみると、男性の死別者と女性の死別者とのあいだに再婚の可能性における大きな差異が生じているということである。この最後の性別間の差異については、25歳で死別者となった女性の未亡人が93%の再婚の可能性を有しているということであらうか。安心できるが、しかし45歳では、この可能性が3分の1になり、65歳では31分の1になってしまっているのである。

ナイらは、こうした配偶者に死別したアメリカの女性たちの再婚に関して次のようなコメントを行なっている。³⁴⁾ すなわち、ここで作用している要因の1つは、アメリカにおける古い伝統であって、今なお存在している支配的なタブーがあるからである、と。つまり、年上の女性とデートしたり、あるいは結婚したりすること

pp. 276-285.

32) F. I. Nye and F. M. Berardo, *Op. Cit.*, 1973.

33) P. H. Jacobson, *Op. Cit.*, Rinehart, 1959, pp. 78-87.

34) F. I. Nye and F. M. Berardo, *Op. Cit.*, 1973, p. 606.

にたいするタブーがそれである。ナイらは、A. エリスとL. ディビッドによる「年上の女性との結婚が有する利点」についての説明を援用しつつ、こうしたタブーの克服を読者に諭しているのである。

エリスらの説明とは、ほぼ次のとおりである。³⁵⁾ すなわち年上の女性は、より若い女性たちよりもより良い経済的状况にある可能性が大きいということ、例えば、それだけ長く勤めており、貯えも大きいはずであるから、結果として新婚当時の経済的問題も少ないだろうということである。若い男性にとっては、経済的理由によって結婚を延期する必要はないということになるらしい。そしてまた、年上の女性の方が生活に現実的であり、より多く円熟している可能性が大きいということである。

未亡人（とくに女性）たちの比較的に低い再婚率については、年上の女性との結婚のタブーという要因以外に有力な要因が別にもある。まず第一に、W. ウォーラーは「未亡人は、かの女の夫を若く、そして男らしい人として考える傾向があり、またかの女自身の自発的な愛の関心は、このタイプの男性たちへ強く牽かれていくようである。このことは再婚にとって大きな障害となる」と述べているのである。³⁶⁾ すなわち、かの女たちは死別した前の夫（そして、その結婚）を理想化させてしまう傾向があるということである。

別の要因の第二は、ほとんどの離婚者たちが離婚判決後まもなく再婚するのにたいして死別者たちが死別した配偶者にたいする理想化された配偶者イメージのほか、誠意あるいは忠節心といった感情をいやくということ、そして子供たちや親族ならびに友人たちが同じような理由で死別直後の再婚を承認したがる傾向があるという要因である。³⁷⁾ アメリカの慣習では

死別者（とくに女性）たちは、配偶者との死別後、デートを再開するまえに1年間待つことが期待されているのである。こうした要因のおかげで、けっきょく再婚する死別者たち、それもとくに女性たちの大多数が離婚者たち、あるいは未婚者たち、さらに死別の男性たちよりも、相対的により遅れて、あるいはより年をとった年齢で結婚（再婚）への求愛行動を開始するということになるのである。

すでに見てきたように、離婚後に再婚する人びとにとっては、平均して離婚のほぼ3年前にデートを開始することができた。これにたいして死別後に再婚する人びとにとっては、死別の1年後になってはじめて公然と再婚のためのデートを開始することができるということになるのである。結果として、この2つのグループには再婚のためのデートや求愛行動を開始するのに平均してほぼ4年間の差異が生じるということになるのである。こうして見てくると、死別者たち、それもとくに女性たちの再婚率が相対的に低くなるのは、とうぜんの結果ということになるだろう。

死別者たちには、再婚することなく1人親家族（すなわち母子家庭や父子家庭）のままで一生を送る人びともいる。しかしナイらによると、再婚する死別者たちは、死別後平均して3.5年間の不完全家族（つまり1人親家族）の生活をして、のち再婚しているということである。³⁸⁾ このことは死別者たちの再婚の時期が相対的に遅くなっている証左だろう。すでに見てきたように、離婚者たちの離婚後の再婚への1人親家族の期間は、ほぼ2.7年間であった。しかしながら、ここで1人親家族という点から2つのグループを比較してみると、離婚後に再婚する人びとは、離婚する以前の別居の段階で、すでに1人親家族がはじまっており、その期間がほぼ

35) A. Ellis and L. David, "Should Men Marry Older Women?," in R. S. Cavan (ed.), *Marriage and Family in the Modern World*, 2nd ed., Thomas Y. Crowell Co., 1965, pp. 164-165.

36) Willard Waller, *The Family: A Dynamic Interpretation*, The Dryden Press, 1938, pp. 520-1.

37) ただし、配偶者に死別した、子供をかかえた男性

にとっては誠意あるいは忠節心といった感情もさることながら、当面の子供の世話という問題に直面せざるを得ない。再婚にたいして親族や友人たちが男性たちにより好意的なのは、そのためである。

38) F. I. Nye and F. M. Berardo, *Op. Cit.*, 1973, p. 529.

3.2年間であったから、平均して5.9年間の1人親家族の状態を経験することになるのである。その意味では、離婚後に再婚する人びとの方が死別後に再婚する人びとよりも、平均してより長い期間のあいだ1人親家族の生活を経験することになるのである。

ナイらは、また死別者たちの社会的地位は、そのままのこと（つまり1人親家族でいること）によって親族や世間の人びとから敬われたり、あるいは好意的に支持されたりするが、離婚者たちの地位は、そのままのことによって非難されたり、あるいは不信感をもたれたりすると述べている。³⁹⁾ そこで離婚者たちは、この地位を再婚することによって名誉なものに置き換えようとするようになる。事実、再婚は、その代替としての機能を十分に果たすこととなるのである。このことは死別後の再婚と離婚後の再婚が出発点において重大な意味上の相違を表わしているものといつてよいことになるだろう。

ところで、W. マッカインの知見によれば、死別後の再婚者たちの結婚は、ほぼ4分の3が成功的であったと評価できるとしている。⁴⁰⁾ またT.P. モナハン⁴¹⁾は、夫婦の満足についての評価という指標では、死別者たちの再婚は、離婚者たちの再婚と比較してみると、より成功的であるという。そして初婚者の人びとと比較してみると、ほぼ同じ成功の可能性を有しているものといえるところと結論づけている。⁴¹⁾ バーナードの研究では、死別後の再婚者たちの3分の2が「非常に幸せ」(very happy)か、あるいは「幸せ」(happy)を回答したが、離婚後の再婚者たちのうちでそうした回答をしたものは、ほぼ半分をいくらか越す程度であったと指摘している。⁴²⁾

ナイとベラードは、以上の結論として、再婚する死別者たちの大多数が離婚者たちや、あるいは未婚者たちよりも、より年をとった年齢で結婚(再婚)するということから、けっきょく次のような結果になると指摘している。⁴³⁾ すなわち、まず第一に、かれらはロマンチックな期待をもって再婚することが少ないということである。かれらはむしろもっと現実的な合理的基礎にもとづいて再婚するということである。かれらは自分たちが若かりしころに持っていたような結婚への多くの要求を持たない傾向があるというのである。そして、かれらにとってロマンチック・ラヴの達成や成就よりも、いまは結婚による夫婦の地位の獲得や友愛性の獲得がより優先しているというのである。そのぶんだけ、かれらの結婚には成功への努力も大きく、成功の可能性も高いということになりそうである。

7. 再婚と子供たち

ナイとベラードは、1973年の時点で最近の離婚の約60%が子供たちを含んでいると指摘している。⁴⁴⁾ そして、その割合は、どうも年々、上昇してきているようである。より正確には、1950年の時点では少なくとも1人の「子供をふくむ離婚の割合」が46%であったものが、1975年には60%に増大してきているのである。⁴⁵⁾ 再婚する死別者(男性も女性も含む)たちの場合には、さらにその割合が大きく、バーナードは、すでに紹介してきた1956年の著書において約75%から80%が子供をもっているものと見積っているのである。⁴⁶⁾

こうしたデータからして、ナイらも指摘する

39) F.I. Nye and F.M. Berardo, *Op. Cit.*, 1973, p. 522.

40) Walter McKain, *Retirement Marriage*, University of Connecticut Press, 1969, p. 6.

41) T. P. Monahan, "The Duration of Marriage and Divorce: Second Marriages and Migratory Types", *Marriage and Family Living*, Vol. 21, (May 1959), pp. 134-138.

42) J. Bernard, *Op. Cit.*, 1956, p. 111.

43) F.I. Nye and J.M. Berardo, *Op. Cit.*, 1973, p. 613.

44) F.I. Nye and F.M. Berardo, *Op. Cit.*, 1973, p. 524.

45) U.S. National Center for Health Statistics, *Vital Statistics of the United States, 1950, Vol. 2: Marriage, Divorce, Natality, Fetal Mortality, and Infant Mortality Data*, G.P.O., 1953.

U.S. National Center for Health Statistics, *Vital Statistics Report (Advanced Report): Final Marriage Statistics, 1975*, G.P.O., 1977.

46) J. Bernard, *Op. Cit.*, 1956, p. 11.

ように、⁴⁷⁾ ほとんどの結婚経験者同士の再婚は子供を含んでいると考えてよい。また配偶者の双方がともに再婚者というかたちではなく、一方が初婚者というかたちにおいても、ほぼその半数以上が子供を含んでいると考えてよいのである。実数にすると、1970年にはアメリカにおける18歳以下の子供の総数6,900万人のうち890万人の子供が親の一方か、あるいは両方が離婚し、そして再婚した2人親家族に住んでいたのである。⁴⁸⁾ これらの子供たちは、1970年の時点において2人親家族に住んでいる子供たちの約17%に当たり、また以前の結婚からの連れ子も、再婚から生まれた子供もともにそこには含まれている数字であった。このほかに離婚したままで再婚にいたっていない1人親家族（すなわち母子家庭や父子家庭）に同居している子供たちも少なくないし、どちらの親とも同居していない子供たちも少なくないのである。

再婚する人びとがそこに子供たちを含んでいる可能性が高いということは、けっきょく義理の関係がそこに存在していることを意味しているだろう。父子の義理関係、母子の義理関係、そして兄弟姉妹の義理関係というように、そこには多様な義理関係が出現する可能性が大きいのである。再婚によって再構成された家族が複雑な問題を内包しているだろうことは、この多様な義理関係の存在を考えてみただけで十分に予想できることである。以前の結婚からの子供が存在しなければ、再婚は初婚とまったく同一視することができる。再婚が家族社会学的に問題になる重要な側面の1つは、まさにこの子供の存在ということになるのである。

グリックの最近の人口統計学的データによると、アメリカにおける離婚率の上昇にともなって両親が離婚してしまった「子供たちの数」における増大が見られるという。⁴⁹⁾ それも18歳以下

下の子供たちの割合がとくに上昇してきているという。再婚率の上昇とあわせて考えてみると、必然的に義理の親と生活している18歳以下の子供たちの割合の上昇ということも予想されるだろう。〔表3〕のように、グリックは、1990年の推計を含めて、アメリカにおける18歳以下の子供たちの最近の生活状況を報告している。〔表3〕に示された推計では、将来、アメリカでは両親と同居する子供たちの割合の減少と母子家庭のような1人親家族で生活する子供たちの割合の上昇がなお予想されるようである。〔図3〕は〔表3〕を図にして表わしたものである。

〔表3〕 アメリカの18歳以下の子供の生活状況（％）

	1960年	1970年	1978年	1990年 (推計)
I. 両親と同居	87.5	83.1	77.7	71.0
(1)初婚同士の生みの両親	73.3	68.7	63.1	56.0
(2)一方あるいは両方が再婚の生みの親	5.7	5.0	4.4	4.0
(3)一方が生みの親で他方が義理	8.6	9.4	10.2	11.0
II. 一人親のみと同居	9.1	13.4	18.6	25.0
(1)母親のみ	7.9	11.5	17.0	23.0
(2)父親のみ	1.1	1.9	1.6	2.0
III. 両親なしの生活	3.4	3.5	4.0	5.0
全 体	100.0	100.0	100.0	100.0

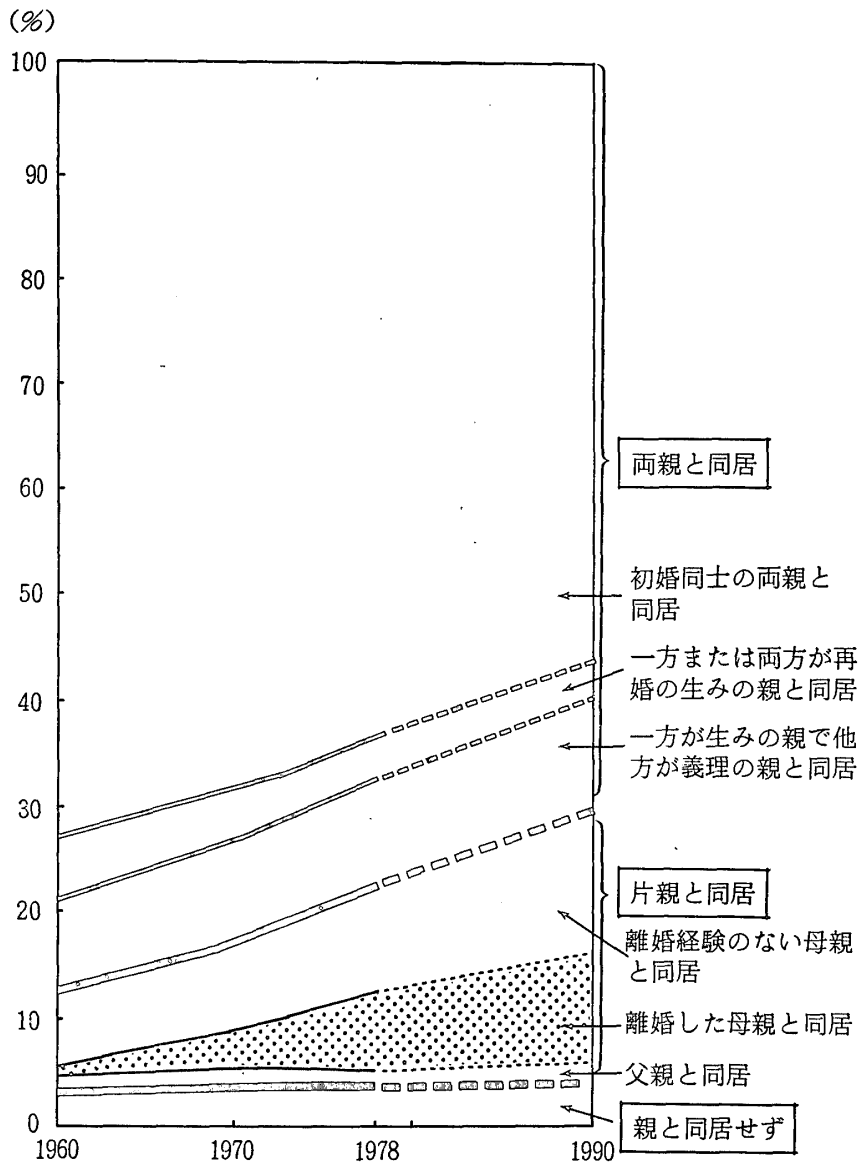
たしかに数にしては、それほど多くはないが両親と同居している子供たちのうちで「一方が生みの親で他方が義理の親」という子供たちの割合は確実に上昇していつている。一方、いくら減少のみではあるが、そうした義理の親子関係のなかで新しく再婚した両親同士のあいだから生まれた子供たちも一定の割合を占めて常に存在している。両方のグループをトータルで見ると、こうした子供たちの割合は、1960年での「両親と同居」のカテゴリーのうちで16.3%を占めている。1970年では、それが17.3%になり、1978年では18.8%、そして1990年の推計では21.1%になる。これらの子供たちが現在ならびに将来において再婚によって再構成された家族における複雑な義理関係のなかで生活しているということになるのである。

ところで、以上のことから常識的には、子供

47) F.I. Nye and F.M. Berardo, *Op. Cit.*, 1973, p. 524.

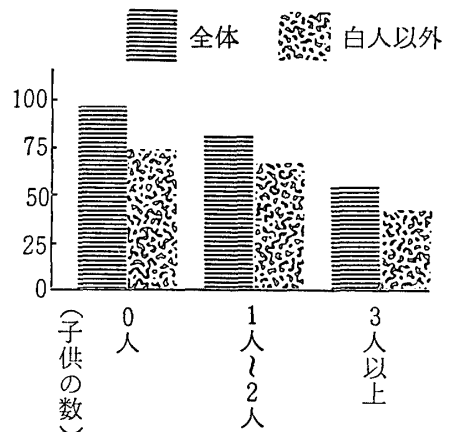
48) U.S. Bureau of the Census, *U.S. Census of the Population: 1970, PC-2, 4B, G.P.O.*, 1973.

49) P.C. Glick, "Children of Divorce Parents in Demographic Perspective", *Journal of Social Issues*, Vol. 35, (Fall 1979), pp. 170-182.



〔図3〕 18歳以下の子供の生活状況

の存在が再婚成立の障害になるだろうと予想しがちである。しかしナイらは、グリックのデータを引用しつつ存在する子供の数と再婚について論じ、次のように述べている。⁵⁰⁾ すなわち、たしかに〔図4〕にみられるように、子供のいない人びとの再婚率ももっとも高く、3人以上の子供をもつ人びとの再婚率は、もっとも低くなっている。このことは子供の存在ならびに存在する子供の数が再婚成立にとって障害となっている証拠ということにもなる。しかしながら、



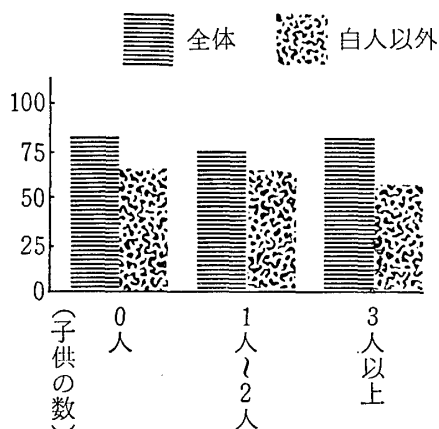
(1948~1950年の14~54歳の女性1,000人ごとの比率)
〔図4〕 アメリカ女性の再婚率(年齢標準化前)

50) F. I. Nye and F. M. Berardo, *Op. Cit.*, 1973, p. 523.

P. C. Glick, *American Families*, John Wiley & Sons, 1957, p. 138.

3人以上の子供をもつ女性たちは、明らかにより年をとっているはずであって、そのぶんだけ再婚の頻度が小さくなっているはずである。そこで年齢の要因をコントロールすれば、存在する子供の数が多いということは必ずしも再婚成立にとっての障害とは関係しないのではないかということが考えられる。

〔図5〕は、年齢を標準化してみた図である。〔図5〕にみられるように、たしかにそこには何らの差異も見いだせないのである。それも子供の数の多少による差異だけでなく、存在する子供の有無によっても如何なる差異も見いだせなかったのである。けっきょく同一年齢に標準化させて調べてみると、人口統計学的には子供の有無も子供の数も再婚成立にとって障害になるものは、何も見いだせないということになるのである。



〔図5〕 アメリカ女性の再婚率（年齢標準化後）

8. 再婚家族の複雑性

ここで再婚によって再構成された家族を「再婚家族」と名づけることにして、次にこの再婚家族についていくらか考察してみたい。

再婚家族は、初婚の核家族とはちがって以前の、あるいはそれ以前の結婚からの1人あるいは、それ以上の子供たちを含んでいる家族である。そこには可能性として少なくとも3人、あるいはそれ以上の大人が親として、あるいは親のような役割を担って関係に入りこみうる。祖父母という点から考えてみると、通常の初婚の

核家族における祖父母の2つの組合せにたいして、再婚家族には少なくとも3つ、可能性としては4つの組合わせをもつことになる。さらに子供たちにとっては、再婚した親たちの兄弟姉妹（つまりオジやオバ）が登場することになり、加えてイトコたちが登場することになるのである。再婚家族の潜在的な親族ネットワークは、いよいよ複雑になってくるのである。

L. デュバーマンによるオハイオのデータでは、⁵¹⁾ 88の再婚家族のうち45の家族(51.1%)が義理の同胞の2つの組合わせ（つまり、男性の側からの子供と女性の側からの子供）をもっており、そのうち24の家族(53.3%)がその両者との同居というかたちをとっていた。そして43の家族(48.9%)が1つの組だけであった。この1つの組の家族では、21の家族(48.8%)が父親の週末訪問を受けていたのである。デュバーマンのこうしたデータは、再婚家族のおおよその傾向を捉えるのに参考になるだろう。

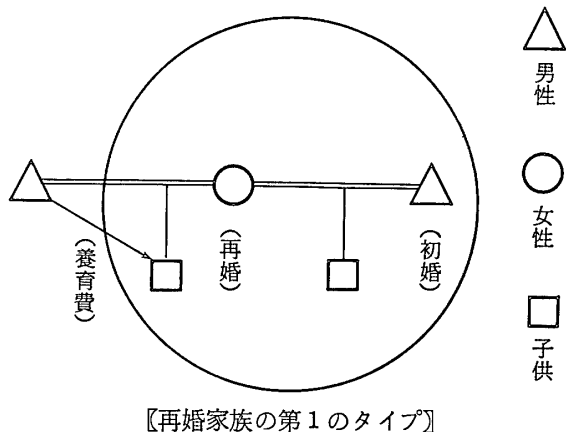
再婚家族の親族ネットワークについては、メイン州ポートランドに住む結婚し、離婚し、そして再婚した、幼い子供をもつ128人の女性を対象にD. F. アンスパッチが研究している。⁵²⁾ アンスパッチの研究では、別れた以前の配偶者の親族ネットワークとは、幼い子供たちの存在にもかかわらず、かれらのあいだに援助のパターンはもろろんのこと、ほとんど接触もなかったと報告している。つまり、再婚した女性たちとその子供たちは、かれらの以前の夫の親族から孤立した状態にあったのである。しかし、かれらは再婚した現在の夫の親族ネットワークとは接触し、むしろそれに包摂されていたということである。ただし、以前の夫と子供たちとの接触の頻度が高ければ、それに比例して子供たちと実父の親族ネットワークとの接触も見いだされたということである。

51) Lucile Duberman, "Step-kin Relationships," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 35, (May 1973), pp. 283-292.

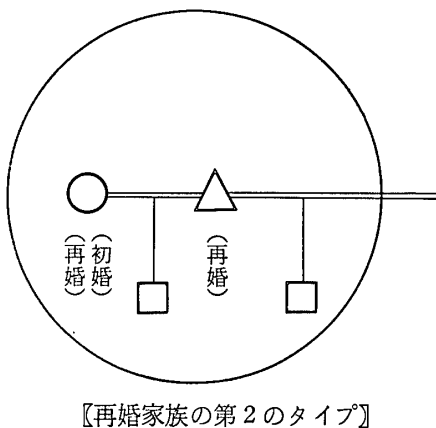
52) D. F. Anspach, "Kinship and Divorce," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 38, (May 1976), pp. 323-330.

ところでナイらは、再婚家族の形態を5つのタイプに分類している。⁵³⁾ 再婚家族の複雑性を理解するのに参考になるので、次にそれらを図にして紹介しておくことにしたい。

第一のタイプは、離婚した子供づれの女性と未婚の男性との結婚である。子供たちは、かれらの実父から「養育費」を受ける権利を有している。もし現在の夫が以前の夫と同じくらいの収入を獲得できる夫であれば、この再婚家族は初婚のときよりも、より良い経済状態になる。しかし、もし何らかの理由で実父の養育費が不十分となれば、現在の夫が妻の子供たちの扶養の責任をもつことになる。

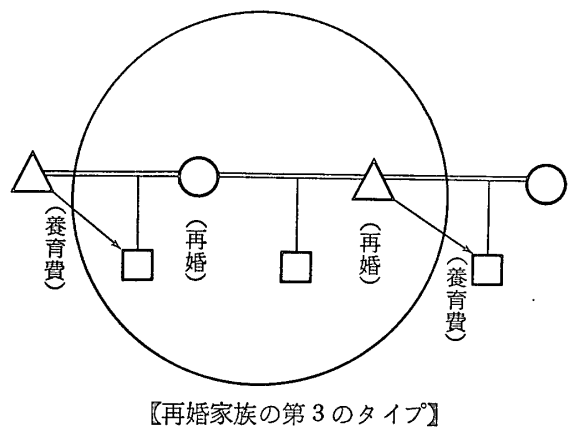


第二のタイプは、自分自身の保護権 (custody) のもとに子供たちと一緒に生活している離婚した男性が初婚あるいは再婚の、子供のいない女性と結婚した場合である。⁵⁴⁾ この場合には、

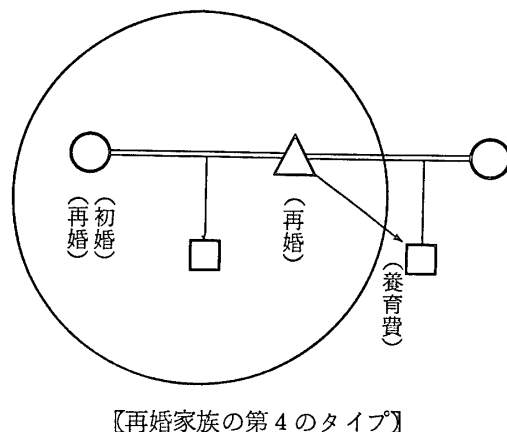


いかなる養育費も入ってこない代わりに、養育費を支払うこともない。扶養者としての男性の役割は、初婚の場合とまったく変わらない。

第三のタイプは、保護権はもたないが、自分の子供がいる離婚した男性と、保護権をもって子供づれでいる離婚した女性とから成る再婚家族である。このタイプでは、男性は、かれの以前の妻に子供の養育費を支払っており、また女性は、かの女の以前の夫から子供の養育費を受けとっているというかたちになる。両方の以前の夫たちがそれぞれの責任をまじめに果たすかぎりにおいて、収入と支出は相殺となり、けっきょく養育費としては第二のタイプと同じになる。



第四のタイプは、保護権をもたない子供をもっている離婚した男性と子供のいない女性との

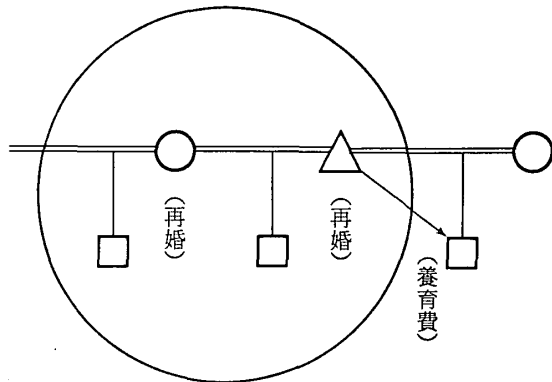


53) F. I. Nye and F. M. Berardo, *Op. Cit.*, 1973, pp. 524-5.

54) 保護権とは、子供と生活をともにし、日常的な世話をする責任であると同時に、子供にたいする保護の法的権利のことである。保護権は、裁判所の判決によって承認される。

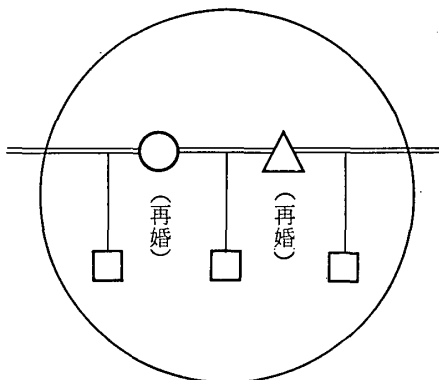
結婚である。この男性は、現在の妻を扶養し、かつ以前の妻にたいして子供の養育費の支払いをすることになる。このタイプは、2つの世帯の扶養の責任があり、経済的に負担が大きい。

第五のタイプは、保護権をもたない子供のいる離婚した男性と子供づれの女性との結婚である。この女性は、配偶者との死別者か、あるいは以前の夫から子供のための養育費を支払ってもらえない状態にある離婚者である場合である。このタイプでは、2つの世帯の扶養に加えて、現在の妻の子供たちの扶養の責任も強いられ、第四のタイプよりもさらにいっそう経済的負担が大きい。



【再婚家族の第5のタイプ】

ナイの分類にはないが、もちろん第六のタイプとして第五のタイプの亜型が考えられるだろう。すなわち、保護権をもっている子供づれの男性と子供づれの女性との結婚である。養育費としては別に第五のタイプと変わらないが、家族内の人間関係（とくに同胞関係）は、より複



【再婚家族の第6のタイプ】

雑さを増すことになるはずである。

なお最近では、カリフォルニア（1980年1月制定）などのように、離婚した両方の親に同時に子供の共同保護権（joint custody）を認める法律を制定する州がいくつか現れてきている。そのために1週間ごとに、あるいは1か月ごとに交代で両親の家のあいだの何十キロかの道のりを車に乗せられて行ったり来たりしている子供たちが登場してきているのである。離婚した父母の家を往復したり、あるいは子供の家で父母が交代で現れて一定期間のあいだ滞在したりする共同保護のパターンは、それが主として親たちによる子供争奪戦への単なる対症療法にすぎないということからして、それがこんど十分に有意義な機能を果たすか否かは大きな疑問として残るだろう。

ところで、義理の関係をその内にふくむ再婚家族は、義理の関係をふくまない初婚家族よりも、内的なストレスや、所属にたいするアンビバレンスや、低い凝集性がより多く見いだされると結論づけているのは、C.E. バウワーマンとD.P. アイリッシュである。⁵⁵⁾ 有責離婚法にもとづく裁判では、もともと多くの離婚において当事者たちを無罪か有罪かというカテゴリーに對置させる敵対関係に置換えてしまう。各当事者の弁護士たちは、両者の恨みや敵意をますます激化させるのに一役かうことになる。こうしたかたちで成立した離婚では、その後につづく再婚家族においても、たいていの場合には子供を介して両当事者が登場するたびに問題が顕在化するかたちになりやすいだろう。

「結婚破綻」を離婚根拠の1つに認めようとする無責離婚法への法改正は、以上の意味からして再婚家族の安定化にとっても有意義であるということになる。また再婚後のことを考えれば、離婚する夫婦が相互の恨みや敵意をとにかく横におき、子供たちのニーズの充足をまず第一に優先するために協力しあうような「友好的

55) C. E. Bowerman and D. P. Irish, "Some Relationships of Stepchildren to Their Parents," *Marriage and Family Living*, Vol. 24, (May 1962), pp. 113-121.

離婚」への努力こそが不可欠ということになってくる。しかしながら、B. スタインツァーは、夫婦がかれらの相互の敵意と子供たちの目から隠しとおすことなど不可能であるということから、友好的離婚は、おそらく機能しないだろうし、子供たちにはその試みられた友好性がむしろ不誠実として知覚されることになるだろうと論じている。⁵⁶⁾ 再婚家族の複雑性の要因は、尽きることがないかのようである。

ところで、再婚した夫が以前の妻にたいしてかれの子供の養育費を支払うとすれば、とうぜんのこととして現在の妻は、それに協力しなければならないことになる。このことはさらに敵対関係のなかに第三者を巻き込むことになる。それだけではない。かの女にとっては、夫がいつまでも以前の妻と継続的な関わりをもつことを許容しなければならないということでもある。他方、支払いに遅滞や不履行が生じれば、それはまた古い敵意を新たにすることにもなる。養育費の支払いそのものが再婚家族にとっての大きなストレス源ということができよう。

なお、再婚家族の義理の親たちは、生みの親たちと同じような責任を子供たちにたいして有している。しかし、それなのに行動、態度、あるいは規範などにおいては決して同じではない。再婚家族にとってのストレス源は、再婚家族の内部からだけでなく外部からも大きくのしかかってくるのである。

9. むすびに

バーナードは、すでに見てきたように、解体的な問題の充満した初婚の家族状況よりも義理の親子の関係は、多くのケースにおいて相互にサポーターであって全体的には健康的であると結論づけている。⁵⁷⁾ またグードは、再婚した女性たちについてのかれの研究から、かの女たちがかれらの子供たちの人生について、かれらの再婚がもつ効果について真剣に取り組んでいるので、やはり同じように多くの再婚が健康的

であると結論づけている。⁵⁸⁾ 再婚ならびに再婚家族にたいする研究の多くがこのようにその肯定的な意義を積極的に認めているのである。

しかしながら、グレンらの指摘するように、⁵⁹⁾ 再婚ならびに再婚家族についての多くの研究が離婚率における最近の急上昇以前のものであることから、全国サンプルからの新しい証拠にもとづく新しい理論づけが期待されるだろう。離婚率の急上昇は、とにかく結婚の機能が従来のようなインストルメンタルな要素を中心にしてきたパターンのままではなく、イクスプレッシヴな要素を中心にするより複雑なものになってきているということによって、結婚における成功の達成がそれだけより一層むずかしくなっていることを示唆しているだろう。このことは、とうぜんのことながら再婚者たちの結婚（再婚）の幸福あるいは成功にも大きく反映してきているはずである。もし離婚の数の増大によって一般的に成功した再婚ならびに再婚家族を維持する人びとの割合が以前に比して相対的に減少してきているとするならば、それは結婚そのものがアメリカにおいて制度として老朽化し、かつ無力なものになってきているという証左ということになるだろう。ここにいたって「再婚の研究」は、結婚そのものの意義をあらためて評価する重要な研究ということになってくるのである。

さらに、再婚家族の複雑性を考えてみると、それは「家族とは何か」という研究にとって極めて重要な課題であることが分かるだろう。そしてまた、そうした家族のメンバーたちがみずからの家族同一性を確立していく家族組織化の研究にとっても極めて重要な研究対象であることが分かるだろう。E. W. バージェスが強調するように、「家族」がそのメンバーたちによる家族としての同一性の概念化そのものであるとするならば、再婚家族が家族同一性を獲得していくプロセスは、家族社会学者たちにとって不可欠な研究対象ということになるのである。(了)

58) W. J. Goode, *Op. Cit.*, 1956.

59) N. D. Glenn and C. H. Weaver, *Op. Cit.*, *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 39, (May 1977), pp. 331-337.

56) Bernard Steinzor, *When Parents Divorce*, Pantheon, 1969.

57) J. Bernard, *Op. Cit.*, 1956.